

指定介護予防通所介護相当サービス デイサービスえんむすび 運営規程

(事業の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人快生教学会が開設するデイサービスえんむすび(以下「事業所」という。)が行ういなべ市介護予防・日常生活支援総合事業における指定介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員(以下「通所介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者、事業対象者等(以下「利用者」という。)に対し、通所型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 指定介護予防通所介護相当サービスの実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスえんむすび
- (2) 所在地 三重県いなべ市藤原町本郷836番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 5名(常勤・兼務3名、非常勤・専従1名、非常勤・兼務1名)

生活相談員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整を行い、他機関との連携を図る。

(3) 介護職員 9名

(常勤・専従2名、常勤・兼務2名、非常勤・専従4名、非常勤・兼務1名)

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者の地域密着型通所介護計画に基づく適切な介護サービスを提供する。

(4) 看護職員 3名 (常勤・兼務1名、非常勤・兼務2名)

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員 3名 (常勤・兼務1名、非常勤・兼務2名)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

サービス提供時間は午前9時30分から午後4時00分まで

延長サービス提供時間

延長サービス加算は9時間以上行った場合に算定する。

(3) 積雪、凍結、暴風雨など利用者の送迎に支障をきたすときは、送迎をしない時がある。

(利用定員)

第6条 指定介護予防通所介護相当サービスの利用者の定員は15名とする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービスに基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう、次に掲げるもののうち必要な援助を行う。

(1) 身体の介護に関すること

(2) 入浴に関すること

(3) 食事に関すること

(4) アクティビティに関すること (機能訓練含む)

(5) 送迎に関すること

(6) 相談、助言に関すること

(7) 健康チェック

(8) 若年性認知症ケアに関すること

2 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の希望に沿った日常生活に必要なサービスを適切に提供する。

3 指定介護予防通所介護相当事業の質の評価を行い、常にその改善を図る努力をする

ものとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の上限にいなべ市が定める額とし、当該指定通所介護現行相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、食事材料費については、630円とする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、いなべ市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防通所介護相当サービスの利用にあたって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

第11条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者の家族に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 指定介護予防通所介護相当サービスのサービス提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、

非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

消火訓練 : 年2回

避難訓練 : 年2回

通報訓練 : 年2回

- 2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(相談・苦情対応)

第16条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定通所介護現行相当サービスに関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年3回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。
- 4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人快生教会とデイサービスえんむすびの管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。